

一般事業主行動計画(次世代育支援対策推進法)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 7月 1日～ 2029年 6月 30日までの 5年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 2024年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2024年 8月～ 社内での検討開始
- 2024年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標 2：時間外労働時間の削減。

<対策>

- 2024年 7月～毎月の平均時間外労働時間を集計し、長時間勤務者については指導を行う